

# 第3回行政手続部会後の対応状況等について

---

平成31年3月11日

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

## 第3回行政手続部会後の対応状況等について

### <現行制度の概要>

- 水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場・事業場から河川、湖沼等の公共用水域に排出される水の排出を規制しており、終末処理場を設置する公共下水道等に排除する下水については下水道法により規制している。
- 下水道法の特定施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設等としている。

### <対応状況等>

- 下水道終末処理施設は水質汚濁防止法上の特定施設として水質汚濁防止法に基づく規制を受けるため、下水道法上の規制は水質汚濁防止法上の規制との整合をとりながら決められている。したがって、住宅宿泊事業に対する下水道法上の規制の取り扱いについては、水質汚濁防止法上の規制の取り扱いを踏まえて検討する必要がある。
- このため、国交省としては、第3回行政手続部会後、環境省より水質汚濁防止法上の規制の今後の取扱方針等について定期的に情報収集を重ねてきたところであり、引き続き、環境省の動向等を注視していくとともに、その動向等を踏まえた検討を深めてまいりたい。